

平成30年度 主な税制改正要望の概要

平成29年8月
厚生労働省 

目 次

- 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設 1
- 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 2
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 3
- 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設 4
- 地域機能を確保するための個人開設医療機関への軽減措置の創設 5
- 社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し 6
- 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置 7
- 健康サポート薬局に係る税制措置の延長 8
- 協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等 9
- 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 10
- 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長 11
- 駐留軍関係離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長 12
- 交際費課税の特例措置の延長 13

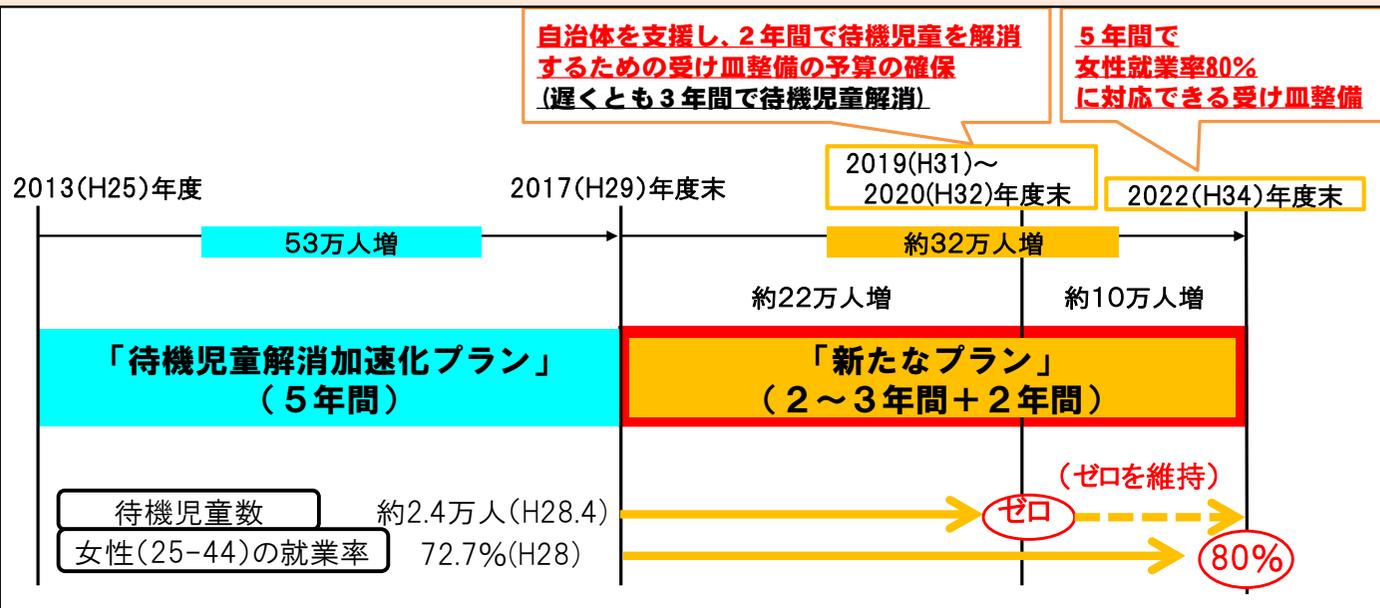
働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置

(所得税、法人税) (内閣府と共同要望)

1. 現状

本年6月に公表された「子育て安心プラン」に基づき、事業所内保育施設（事業所内保育事業・企業主導型保育事業）の整備等を通じた保育の受け皿の拡大及び保育と連携した「働き方改革」を進める必要があり、これに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

【今後5年間で必要な保育の受け皿整備量】



【子育て安心プランの関係部分】

子育て安心プランにおける6つの支援パッケージの主な内容（抜粋）

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

・企業主導型保育事業の地域枠拡充など

6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

2. 要望内容

事業所内保育施設の設置を進める上で不安要因となる設備投資の負担を軽減すること等により、中小企業等も含む企業の事業所内保育施設の整備等を通じた保育の受け皿の拡大及び仕事と育児の両立支援が促進されるよう、**事業所内保育施設（事業所内保育事業・企業主導型保育事業）を設置する企業に対して、**

- ①事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずる。
- ②くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業については、上記措置を拡充する。



1. 現状

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を推進していくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点からも重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化し、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設・ベビーシッターを利用する子育て家庭が存在する。
- このような認可外保育施設等を利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

2. 平成29年度与党税制改正大綱（平成28年12月8日）（抄）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1. (2) 経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

3. 要望内容

仕事と家庭の両立を支援するため、**やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の所要の措置を講ずる。**

1. 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、医療機関等の仕入れに係る消費税負担に診療報酬で対応。
- 三党実務者合意（平成24年6月）、税制抜本改革法（平成24年8月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。
- 平成27年11月の分科会において、消費税率8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費増税(3%)分については、診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補てんされているものの、補てん状況にはばらつきが見られることを確認。
- 10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。
- 消費税率引上げ時期変更法（平成28年11月）により、消費税率10%への引上げは、平成31年10月に延期された。

2. 平成29年度与党税制改正大綱（抜粋）

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

3. 要望内容

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資等による仕入消費税額の負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成30年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

1. 現状及び要望の必要性

- 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める地域医療構想を平成28年度末までに全ての都道府県で策定を完了した。
- 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携等、将来のあるべき医療提供体制の構築を目指すこととしている。
- 平成30年度から、地域医療構想を内容に含んだ医療計画が本格的に実施されるため、平成29年3月に新たな医療計画の作成指針を都道府県に提示し、順次策定しているところ。
- 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された医療計画等に資する、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。
- 本特例措置の創設により、適切な医療提供体制の整備を推進する。

2. 要望内容

控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、**都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設**する。

地域機能の確保のための個人開設医療機関への軽減税制措置

1. 現状

- 人口減少による地域機能の衰退と医師の高齢化、医師偏在により、地方では人々の生活の基盤の一つである医療体制に不安が生じている。特に人々の生活に深く関わる小児科、産婦人科、一次救急を担う内科、外科等が廃業となった場合、大きな影響がある。
- 医師の高齢化により突然の相続で、個人の相続財産に診療所・病院の土地、建物、医療機器等を含めて評価されると、多額の相続税が課され、医業の継続が困難となる。

344二次医療圏のうち、
146圏域で診療所減少。
142圏域で病院減少
(H22→H27)

- ※ 診療所の開設者又は法人の代表者の19%が70歳以上 (H26年12月)
- ※ 個人事業者には、小規模宅地等の特例 (~400㎡) により事業用土地は80%の減額評価
- ※ 中小企業には、非上場株式等の相続・贈与で課税価格の80%の猶予・免除制度あり

2. 要望内容

- **相続が生じた場合、当該診療所（病院）を5年間継続して運営することを要件に、相続する資産額のうち「医療に必要な資産額」に相当する相続税の額の猶予等を要望**する。
- 対象は、個人開設の診療所（病院）とし、地域の医療機能を維持するため必要と都道府県知事が認めたもの
- 医療に必要な資産とは、**診療所（病院）のための土地、建物および一定の医療機器等**。
- 医療に必要な資産額相当の相続税は、納税猶予とし、次世代に医業承継すれば免除。

● 相続税額

$$\left(\text{資産の評価額} - \text{医療に必要な資産の評価額}^{\ast} \right) \times \text{税率}$$

※医療に必要な資産について、負債があるときはその負債額を資産額より減ずる



1. 現状

- 人口減少、少子高齢化や予防医学の発達に対応する医療体制の整備が必要である。
- いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けての体制整備が急務となっている。
- 地域医療において公的医療機関と並び、重要な担い手である社会医療法人及び特定医療法人は、その認定要件において一定の事業制約が課されており、地域の医療・介護体制において期待される役割に対応できる認定要件の見直しが必要である。

「社会保険診療収入等」の範囲			
認定医療法人(新)(厚生労働省令 案H29)			
社会医療法人(厚生労働省令 H19)			
特定医療法人(告示基準 H15)			
社会保険診療(租特26条2項)	○	○	○
労災保険診療	○	○	○
健康増進事業(健康診査に限る)	○	○	○
助産(50万円以下)	×	○	○
介護保険法の保険給付(介護系)	×	×	○
予防接種	×	×	○

(認定要件の一部) ● 全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること

2. 要望内容

- **社会状況の変化に伴い社会医療法人及び特定医療法人の認定要件のうち、全収入金額の100分の80を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に介護保険法の保険給付等を加える。**

→ 助産、医療と介護の連携および予防接種の事業拡大による税収増加が期待される

	改正規定	「社会保険診療収入等」の定義に加える事業収入
社会医療法人	医療法規則第30条の35の3	①介護保険法の保険給付 ②予防接種
特定医療法人	租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準	①介護保険法の保険給付 ②予防接種 ③助産

1. 要望の背景

- 受動喫煙の健康影響については、国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならずに済んだ方は、国内で少なくとも年間1万5千人と推計されている。また、厚生労働科学研究班の推計によれば、受動喫煙による超過医療費は年3,000億円以上とされている。
- 平成29年1月には、内閣総理大臣施政方針演説で「受動喫煙対策の徹底」を行う旨の表明があった。また、平成29年3月1日には、厚生労働省が「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」を公表し、法案提出に向け、準備を進めている。
- 「基本的な考え方の案」では、飲食店、ホテル、サービス業施設等は、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室の設置を認めている。こうした施設においては、規制措置のみならず、喫煙者が喫煙する場所を一定程度確保するための喫煙専用室の設置を促進することにより、望まない受動喫煙を効果的に防止する必要がある。
- また、喫煙専用室がなくても喫煙可能とすることとしている施設についても、喫煙専用室の設置を促進することにより、望まない受動喫煙を防止する必要がある。

【税制措置の対象となる施設】

- 飲食店（食堂、居酒屋等）、ホテル、サービス業施設、事務所（職場）、鉄道、船舶など（P）

2. 要望内容

飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、**喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を要望する。**

健康サポート薬局に係る税制措置の延長

1. 現状

- 「患者のための薬局ビジョン」により、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するために医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う健康サポート薬局の制度が、平成28年10月より施行された。

平成29年6月末までに、全国で398の薬局が健康サポート薬局として届け出ている。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準)

- (1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
 - ① 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - ② 患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - ③ かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- (2) 健康サポート機能を有する薬局の機能 …かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
 - ① 地域における関係機関等との連携体制の構築 ② 薬剤師の資質確保 ③ 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
 - ④ 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - ⑤ 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - ⑥ 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - ⑦ 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

2. 要望内容

健康サポート薬局を推進するためには、健康サポート薬局の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。そのため、**中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。**

協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等

(法人税、法人住民税、事業税)

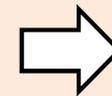
1. 現状

協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置が講じられている。

〈H29.4.1以前に始まる事業年度〉

○協同組合及び株式会社等（本則）

出資割合 (出資先法人の出資金総額に占める割合)	益金不算入割合
5%以下	20%
5%超 1/3以下	50%
1/3超	100%



〈H29.4.1以後に始まる事業年度〉

○協同組合等（特例）

協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当については、益金不算入割合を一律50%とする特例を創設

2. 要望の必要性

平成19年の消費生活協同組合法改正に基づき、共済事業の分離目的で行った現物出資については、一般の事業利用目的として行う連合会への出資と性格が異なり、また、当該現物出資に基づくより密接な関係があると考えられる。

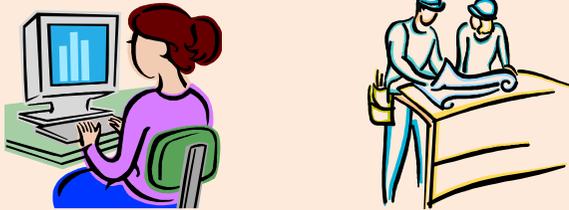
このため、共済事業の分離目的で行った現物出資に係る配当金については、その特殊性に配慮した益金不算入制度を適用する必要がある。

3. 要望内容

消費生活協同組合連合会に対する一定の出資について協同組合等に係る受取配当益金不算入制度の特例の適用除外等の取扱いとする。

1. 現状

障害者を多数雇用する事業所



人数要件

次の①～③の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ①従業員に占める障害者の割合が50%以上(※1)
- ②雇用している障害者数が20人以上(※1)であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上(※1)
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上(※2)であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者(※3)の割合が50%以上(※2)

(公共職業安定所長が発行する証明が必要)

割増償却

普通償却費

+

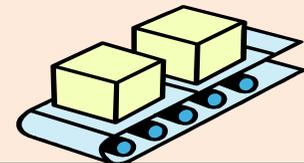
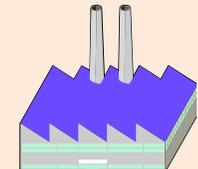
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント(ダブルカウント)、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

次の①②に掲げるもので、減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

- ①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
- ②障害者が労働に従事する事業所にある工場用の建物及びその付属設備



2. 要望内容

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、**障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長**する。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長

(所得税、法人税、法人住民税)

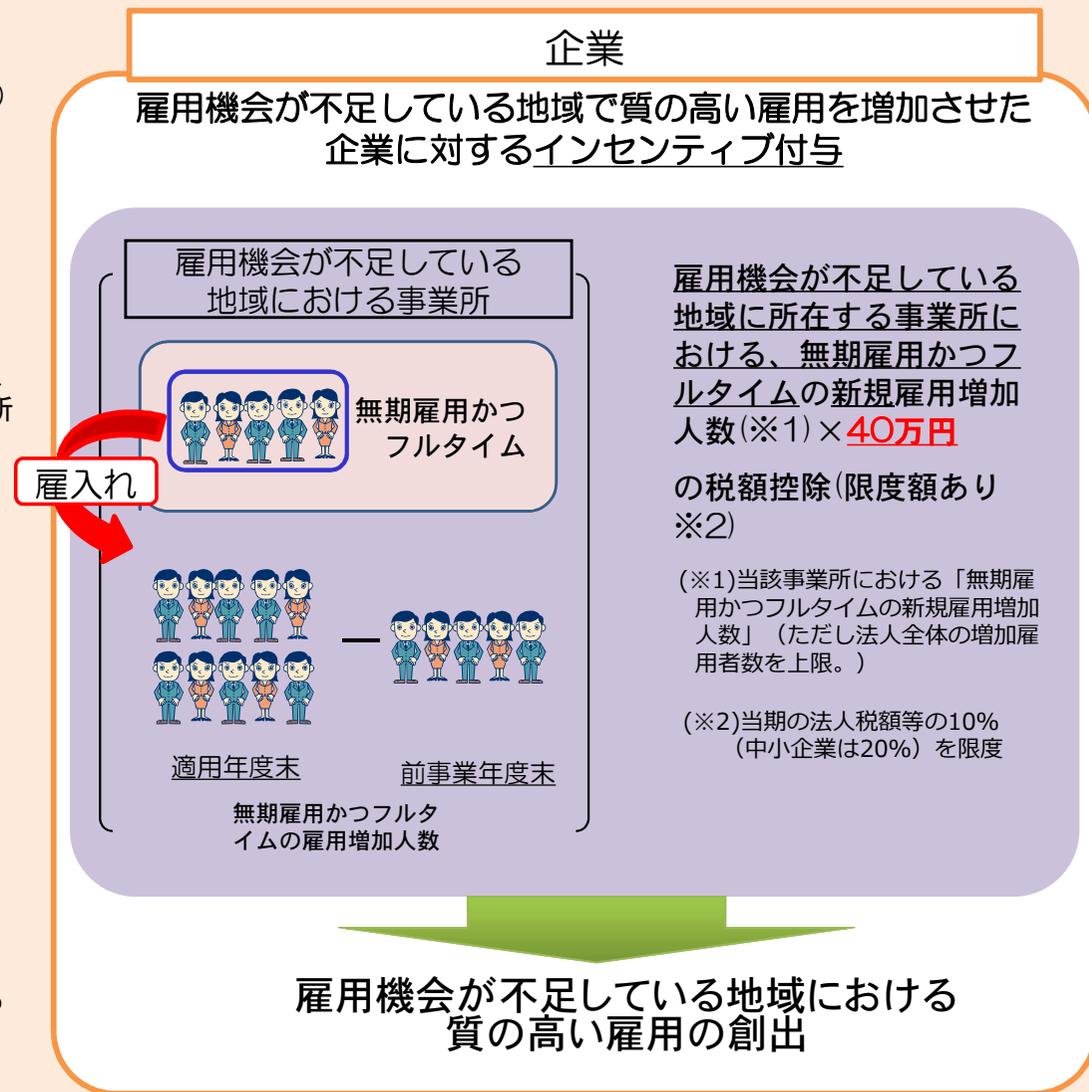
1. 現状

- 適用要件：**
- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
 - ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

- 要件確認：**
- ①企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類等とともに、適用年度開始後速やかにハローワークに提出。
→ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ②適用年度終了後、
 - ・雇用促進計画の達成状況を記載した内容、
 - ・計画期間中に増加した雇用者の雇用保険番号及び雇用形態が分かる書類（契約書等）の写し等をハローワークに提出。
 - ③企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
→支払給与額の増加等を確認し「質の高い雇用」を確保

措置内容：雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、40万円の税額控除
※当期の法人税額等の10%（中小企業は20%）を限度

適用期限：〔法人〕平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度
〔個人〕平成31年1月1日から平成32年12月31日までの間の各年



2. 要望内容

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、**特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年延長**する。

1. 現状

駐留軍関係離職者等臨時措置法

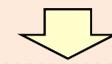
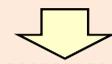
- 在日米軍の撤退・縮小等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 平成30年5月16日に期限切れ (これまで11度延長)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

- 国際協定の締結等に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 平成30年6月30日に期限切れ (これまで8度延長)

雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給

- 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条に規定する漁業離職者の就職を促進するための措置として、当該漁業離職者に対して職業転換給付金を支給
- 平成30年6月30日に期限切れ (これまで7度延長)

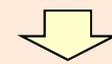
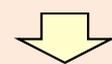
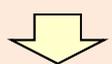


今後、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法附則第2条に規定する漁業離職者が発生する可能性

- 平成18年に日米間で合意した再編の実施のための日米ロードマップ等により、今後国内の米軍施設の大規模な移転・返還等が実施される予定

- マグロ類等の保存・管理措置の強化
- ロシア連邦政府による規制の強化
- 各協定に基づく漁業交渉により漁獲割当等が変動

- 今後も水産資源の状況の悪化、魚価の低迷等厳しい状況が続くことが見込まれる



駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給に係る有効期限をそれぞれ5年間延長し、引き続き駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して職業転換給付金を支給していくことが必要

2. 要望内容

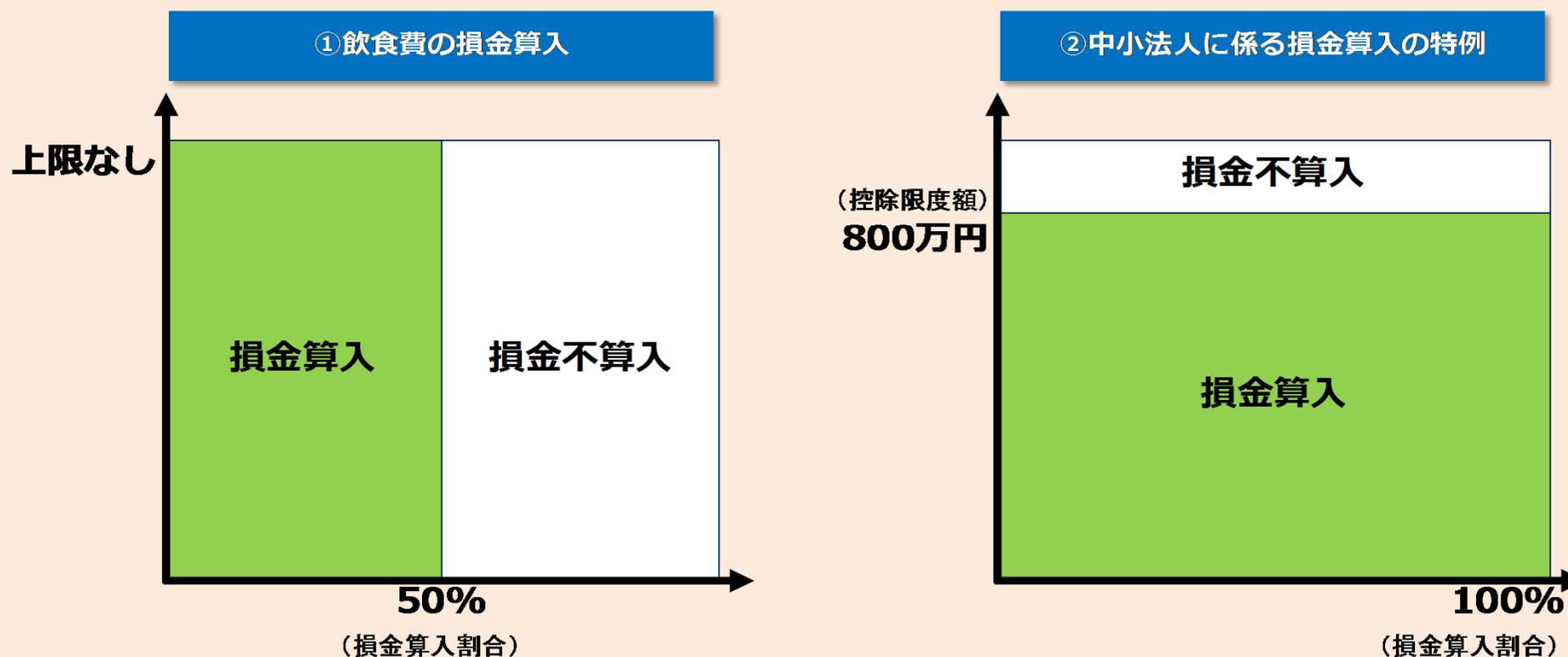
雇用対策法第22条や地方税法第701条の31等において、職業転換給付金の支給に係る所得税等の非課税措置等の特例が規定されているところ、当該給付金の支給は、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、課税所得として扱った場合には支給目的が著しく減殺されることなどから、当該特例が必要不可欠である。このため、今後も、**駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する当該給付金に係る所得税等の非課税措置等**を講じていく。

1. 現状

交際費課税については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

- ① **飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入**
- ② **中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入**

※中小法人については①又は②のいずれかを選択。



※社内接待費(専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用)を除く

※中小法人は①又は②のいずれかを選択

2. 要望内容

上記の措置について、**適用期限を平成31年度まで2年延長**する。